

「体育」がなくなる？

副校長 細井宏一

先日、学校に「スポーツ基本法一部改正法及び祝日法一部改正法について」という文書がまわってきた。読んでみると、『体育』を『スポーツ』に改める」とあり、目にとまった。

紙面上、改正内容を詳細に紹介はできないが、概要は「『体育』という用語を『スポーツ』に改める」ということで、少し気になったので紹介をする。この改正で、「国民体育大会（略称：国体）」を「国民スポーツ大会」に、そして、国民の祝日である「体育の日」が「スポーツの日」に、ということが含まれているようだ。ちなみに「国体」という略称は「国スポ」になるとのことである。

この法律は2020年1月1日から施行とのことだ。（国体→国スポは、2023年から）
どうして改正するのだろうか。その趣旨として、次のようなことが書いてあった。

近年、スポーツは、個人の健康の保持増進や人格形成に寄与するのみではなく、人と人との交流促進による地域社会の活性化や経済の発展など大きな社会的影響力を有するようになってきている。世界的に見ても、国際オリンピック委員会のオリンピック憲章において、オリンピック精神の目的がスポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることとされていることなど、スポーツは、個人の営みの範疇を超え、社会をより良く変えていく原動力として捉えられている。（途中略）

このような中、平成32年（2020年）に「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会」が東京で開催され、世界中の人々がスポーツのために我が国に集うこの好機に、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことが期待されている。

以上の観点から、世界的に広く用いられているスポーツの語を用いるべく、所要の改正が行われたものである。

ここまで読むと、学校として気になるのは、授業で使っている「体育科」がなくなって「スポーツ科」になるのかということである。続きを読むと、この点については、留意事項に下記のように書いてあった。

今回の法改正後も「体育」の教育的な意義が変わる点はなく、学校の教科としての「体育」や「体育館」などの名称変更を求めるものではないこと。

「体育」は残るようである。本校の運動会が9月29日（土）に行われる。その教育的意義は何か、改めて問い直してみる。

運動会にも、地域によって多様な考え方があると思われる。スポーツ競技大会「体育学習発表の場」と思われがちのところがある。もちろんそのような本校の運動会はスポーツ競技大会ではない。「体育学習発表の場」という側面と共に、「特別活動」であり「体育的行事」である。これは日本の多くの学校でそうであろう。最近ではコミュニティースクールということから、地域に開かれた運動会になっている学校も多いようである。

児童の運動面での活躍はもちろんであるが、応援する姿勢・心を育てると共に、高学年から行う審判係、招集係、用具係、放送係など、運営面でも児童が関わるので、そのようなところも、注目して参観していただき、児童のがんばりを励まし、認め、褒めていただけると嬉しく思う次第である。

上述した改正趣旨の文章を引用して述べると、「運動会が個人の営みの範疇を超え、学校をよりよく変えていく原動力となるように」していきたい。